

(表4) 平成26年度立入検査 口頭指摘事項 (具体例)

項目	指摘事項	件数
1 資格に関すること		21
	<p>①水道技術管理者</p> <p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、役職、責務及び権限について規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p> <p>水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道用水供給事業は、水道技術管理者の責務及び権限について規定等で明定しておらず、さらに、水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者についての業務権限の範囲が不明確であったため、水道技術管理者の責務及び権限について明定するとともに、水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者の業務権限の範囲について明確にすること。</p> <p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、1日1回以上行う定期的水質検査について、異常があれば通報される体制になっていたものの、数値等の確認を毎月としており、受託水道業務技術管理者の監督状況が不十分であったため、今後は適切な管理を実施し、受託水道業務技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督すること。</p> <p>水道法第31条において準用する第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないが、貴水道用水供給事業は、施設検査、水質検査、薬品の受入等の事務において、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、施設検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	19
	<p>②布設工事監督者</p> <p>布設工事監督者について、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業は、規定等で明定していなかったため、明定すること。また、水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を実施させることとされているが、貴水道事業は、監督者を設置していなかったため、設置すること。</p>	2

項目	指 摘 事 項	件数
2	認可等に関すること	2
	<p data-bbox="328 371 408 405">①認可</p> <p data-bbox="363 468 1318 551">現在予備水源として認可を受けている第2水源及び第3水源について、現状は維持管理のため常時取水しているとのことだが、今後も常用で使用するのであれば、水道法第10条の規定に基づく、水源種別の変更及び取水地点の追加の変更認可申請を行うこと。</p>	2
	<p data-bbox="328 613 459 647">②各種届出</p>	0
	<p data-bbox="328 676 539 710">③給水開始前検査</p>	0
3	水道施設管理に関すること	43
	<p data-bbox="328 819 488 853">①鉛製給水管</p> <p data-bbox="363 916 1318 1055">鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は計画が策定されておらず、また、個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。</p> <p data-bbox="363 1140 1318 1245">鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に実施すること。</p> <p data-bbox="363 1330 1318 1469">鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は平成15年度に個別周知を行ったものの、それ以降、個別周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	14
	<p data-bbox="328 1527 434 1561">②耐震化</p> <p data-bbox="363 1635 1318 1749">水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が策定されていないため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p data-bbox="363 1836 1318 1973">水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、管路については老朽化対策として一部耐震化を実施し、施設については耐震診断を行っているが、耐震化計画が未策定であるため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	17

項目	指摘事項	件数
	<p>③水道施設管理（その他）</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、換気扇により温度の上昇を防ぐ措置は確認できたが、温度計の設置が無く保管温度の管理がなされていないことから、適切な管理の徹底を図ること。</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムの水質基準及び薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、納入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業においては、最大注入率を設定していなかったため、最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、保管タンクが野外にあるなど、適切な温度管理ができない可能性があることから、次亜塩素酸ナトリウムの保管温度及び保管期間の適切な管理の徹底を図ること。</p> <p>施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は土木施設の定期記録が残されていないため、点検項目を作成するなど、点検実施項目の確認体制を構築すること。</p>	12
4	<p>衛生管理に関すること</p> <p>①健康診断</p> <p>②衛生上の措置</p> <p>水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するために必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業においては、一般の注意を喚起するために必要な掲示等をしていない水道施設が多く見受けられたため、設置すること。</p> <p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、さくは設置されているものの、高さが低く、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図るとともに、他の配水場においても、引き続き警備強化に努めること。</p>	8
		0
		8

項目	指摘事項	件数
	<p>水道法施行規則第17条第1項第3号の規定により、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/ℓ以上保持するよう塩素消毒しなければならないが、貴水道事業は、残留塩素計の点検時において、浄水の残留塩素の数値を把握していない期間が長期にわたっていたため、給水栓での残留塩素を保持できなくなる恐れがあった。今後は、点検時における残留塩素の管理の徹底に努めること。</p>	
5	<p>水質検査に関すること</p> <p>①採水地点</p> <p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水地点が配水管の末端になっていない系統があったため、採水地点の追加等について検討すること。</p> <p>②水質検査計画</p> <p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定による定期的水質検査で省略する項目及びその理由に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項の記載内容が不十分であったため、充実を図ること。</p> <p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定により、水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの及びその他水質検査の実施に際し配慮すべき事項を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。</p> <p>③水質検査（その他）</p> <p>配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理に努めること。</p> <p>原水に係る水質検査の実施について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は実施時期の選定理由が不明確であったことから、水源水質がもっとも悪化していると考えられる時期を選定し、水質検査を実施すること。</p>	13
	<p>①採水地点</p>	2
	<p>②水質検査計画</p>	4
	<p>③水質検査（その他）</p>	7

項目	指摘事項	件数
	<p>原水に係る水質検査の実施について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は、蒸発残留物の水質検査を実施していないため、実施すること。</p> <p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、貴水道用水供給事業においては、毎日残留塩素濃度を確認しているものの、亜硝酸態窒素について今年度と昨年度とで検査方法が異なり、検査回数を減らすことができないため、第15条第1項第3号ハに定める検査回数とすること。</p>	
6	<p>水質管理に関すること</p> <p>①汚染源等の把握</p> <p>②クリプトスポリジウム対策等</p> <p>クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していなかったため、策定すること。</p> <p>クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は一部の水源において、クリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。</p>	7
7	<p>危機管理に関すること</p> <p>テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていないため、策定すること。</p> <p>水道施設の防護対策について、水道施設の警備、情報収集体制の確立、職員教育及び被害発生抑制（監視カメラの設置、自動水質監視機器の設置、浄水施設の覆蓋等）等の予防対策により、水道施設の防護対策を徹底するようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業では一部の施設においてかぎを掛けていない箇所があったため、かぎを掛けて防護対策を徹底すること。</p>	43

項目	指摘事項	件数
	<p>水道水源における水質事故への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアルを整備することとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、整備すること。</p>	
	<p>停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルを策定すること。</p>	
	<p>湧水対策について、湧水時に予想されるすべての事態を想定して、湧水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業は作成していなかったため、湧水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。</p>	
	<p>水道の地震対策について、地域の実情に即した地震防災の計画に地震防災応急対策の具体的な内容を定めることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。</p>	
	<p>情報セキュリティ対策について、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、貴水道事業は、適切な対策が取られていなかったため、情報セキュリティ対策を実施すること。</p>	
	<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として水道事業に特化した事業継続計画を策定すること。</p>	
	<p>各種危機管理マニュアルについて、緊急時における給水停止指揮命令等で水道技術管理者の役割が明確になっておらず、また、緊急時における連絡先として厚生労働省健康局水道課の連絡先を記載していないなど、貴水道用水供給事業のマニュアルが不十分であるため、マニュアルに記載すること。</p>	
	<p>運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業においては機器の取扱説明書のみであり、運転手引書として不十分であるので、緊急時にも対応した運転手引書を整備すること。</p>	
	<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について協議中であり未整備であるため、整備すること。</p>	

項目	指 摘 事 項	件数
8	<p data-bbox="325 304 592 338">住民対応に関すること</p> <p data-bbox="325 383 512 416">①水質検査計画</p> <p data-bbox="325 461 579 495">②住民対応（その他）</p> <p data-bbox="363 562 1326 674">水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。</p> <p data-bbox="363 775 1326 909">水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定に基づき、水道用水供給事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道用水供給事業においては、提供方法が主としてホームページであることから、内容を充実させ、幅広い広報手段での情報提供を行うこと。</p> <p data-bbox="363 1021 1326 1155">水道法第31条において準用する水道法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需用者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、ホームページに掲載されているものの、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。</p>	<p data-bbox="1417 304 1441 338">3</p> <p data-bbox="1417 383 1441 416">0</p> <p data-bbox="1417 461 1441 495">3</p>
9	<p data-bbox="325 1252 619 1285">資源・環境に関すること</p>	<p data-bbox="1417 1252 1441 1285">0</p>
10	<p data-bbox="325 1326 400 1359">その他</p>	<p data-bbox="1417 1326 1441 1359">2</p>